

# IASB の動向 (2013年8月～2013年10月)

みうら あけみ  
三浦 朱美  
研究員

## I. 公開草案等の公表

IASB が中小企業向け IFRS の限定的修正を提案 (2013年10月3日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、中小企業 (SME) 向け国際財務報告基準 (IFRS) の修正を提案する公開草案を一般のコメントを求めため公表した。本修正案は、中小企業向け IFRS の最初の包括的レビューの結果に基づいて開発されている。

2009年7月に中小企業向け IFRS を公表した際、IASB は、企業による本基準の適用開始後2年間の適用状況を評価し、本基準を修正する必要があるか検討することを目的とした包括的なレビューを実施する計画について述べていた。実際に、2010年に多くの法域で企業が中小企業向け IFRS の使用を開始したことから、2年後である2012年にIASB は最初の包括的レビューを開始した。

2012年6月、IASB は、どの項目を修正対象として検討すべきか識別するためのプロセスの一環として情報募集を実施して、一般の見解を求め、SME 導入グループ (IASB の諮問団体) と検討を行った。

IASB は寄せられたフィードバックを検討した上、中小企業向け IFRS がまだ新しい基準で

あることも鑑み、本公開草案では限定的修正のみを提案することとした。

IASB が提案している修正のほとんどは、中小企業向け IFRS の要求事項の変更を提案するというよりも、現行規定の明確化若しくはガイダンスの追加を行うものである。したがって、本修正案によって現行規定に対する理解の向上が期待されるが、ほとんどの中小企業にとっては財務報告の実務や財務諸表に対して重大な影響を及ぼすことはないと考えられる。

本公開草案のコメント期限は2014年3月3日である。

## II. その他の IASB 関連のプレスリリース

### 1. 資本市場諮問委員会 (CMAC) がメンバー募集 (2013年9月2日)

資本市場諮問委員会 (CMAC) (以前のアナリスト代表者会議) はIASB への助言を行う独立した諮問グループであり、年に3回、IASB の代表者と会合を行っている。メンバーは、投資家、財務アナリスト、その他の財務諸表利用者から構成される。

CMAC は、2013年末に任期終了となる数名のメンバーの後任を募集しており、応募締切は9月30日である。

## 2. IASBが開示イニシアチブに関する新しいスタッフ・グループを発表(2013年10月10日)

IASBは、開示イニシアチブに対応する新しいスタッフ・グループを創設することを発表した。IASBはこれまで、財務情報の開示に関する懸念に対処するため、中短期の戦略を開発してきた。これらの動きは、2013年1月にIASBが主催したロンドンでの開示フォーラムの後に本格化した。また、2013年6月には、IASBのHans Hoogervorst議長が、開示イニシアチブの最初のステップとして10の計画を発表していた。

本イニシアチブには、IASBの基準設定チームとXBRL(eXtensible Business Reporting Language: 拡張可能な財務報告言語)チームの両方のメンバーが参加し、IASBのテクニカル・プリンシパルであるKristy Robinson氏が主導する。基準設定と電子報告の専門家による合同チームが編成されることは、財務情報の電子ファイリングの重要性が高まっていることを反映している。また、IASBの作業プログラムにXBRLチームが統合されることで、IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会による直近のXBRLの戦略的レビューに関する主要な分野が完了する。

なお、XBRL及びIFRSタクソノミの開発を過去6年半にわたり主導してきたXBRL活動担当ディレクターであるOlivier Servais氏は、今回を機に退任し、母国ベルギーに帰国する。また、ドイツの基準設定機関(DRSC)からスタッフが新チームに加わる。

### Ⅲ. IFRS財団関連のプレスリリース

#### 1. IOSCOとIFRS財団がIFRSの適用の首尾一貫性を国際的に高めるための共同プロトコルに合意(2013年9月18日)

証券監督者国際機構(IOSCO)とIFRS財団

は、1組の協定(プロトコル)に合意したことを発表した。これに基づき、両組織は最高品質の財務報告の基準への両者の共通の公約を支援する協力を国際的に深める。

IOSCOは証券規制のため国際的に認められる基準への遵守を確保し促進している。そのメンバーには、世界の証券市場の95%を監督している120以上の証券規制機関が含まれている。各資本市場当局は、それぞれの資本市場の中での財務報告の形式と内容を設定する責任を負っており、その多くはIFRSの使用を要求又は許容している。

IFRS財団の使命は、その基準設定機関であるIASBを通じて、高品質で国際的な会計基準の単一のセットを開発することである。

この協定は、IOSCOとIFRS財団との10年以上にわたる協力を基礎としており、相互協力する作業についての4つの追加的な領域を識別している。

この協定に基づき、両組織はIFRSの開発とIFRSの国際的に首尾一貫した適用の両方において協力を深めることになる。

#### 2. モニタリング・ボードが、憲章及びIFRS財団との覚書の改訂を完了(2013年10月31日)

IFRS財団の監視責任を持つモニタリング・ボードは、モニタリング・ボード憲章及びIFRS財団との関係を定義する覚書(MoU)の改訂を終えたことを公表した。

この憲章には、モニタリング・ボードの使命及び業務について記載しており、覚書には、モニタリング・ボードとIFRS財団との関係について記載してある。

モニタリング・ボードは、2012年2月9日に公表したIFRS財団のガバナンス・レビューの最終報告の中で、主に新興市場当局のメンバーを増やすことを決定していた(最大4議席

だが必ずしも直ちにこの4議席すべてを増やすとは限らない。)。また、2議席の交代制メンバーをIOSCOと協議の上、割り当てる仕組みを策定することも決定していた。

これらの勧告に基づき、2013年3月1日のプレスリリースで述べられていたとおり、モニタリング・ボードはメンバー要件に合意していた。この憲章及び覚書は、先述のガバナンス・レビューの最終報告における勧告に沿って改訂されており、メンバー要件の変更も反映されている。

2013年4月11日にモニタリング・ボードは憲章及び覚書の改訂に合意し、両文書はメンバーの承認を得て、公表された。覚書についてはIFRS財団の承認も得ている。改訂後の文書はIFRS財団ウェブサイトからも入手できる。

#### IV. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASBの会議は、ロンドンのIASB本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議（2013年9月13日～18日、一部FASBとの合同会議）
- 通常会議（2013年10月28日～11月1日、一部FASBとの合同会議）

また、IFRS解釈指針委員会の会議は、2013年9月10日、11日にロンドンのIASBで開催された（詳細については、本誌178頁の「IFRS解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）。

#### V. その他のIASB関連会議

- 2013年9月23日、24日 世界会計基準設定主体（WSS）会議（ロンドン）（詳細については、本誌143頁の「2013年 世界会計基

準設定主体会議（WSS）報告」を参照いただきたい。）

- 2013年9月25日、26日 会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議（ロンドン）（詳細については、本誌126頁の「会議 会計基準アドバイザー・フォーラム（2013年9月会議）について」を参照いただきたい。）
- 2013年10月17日 IASBの代表者と資本市場諮問委員会（CMAC）（ロンドン）（詳細については、本誌182頁の「CMAC会議（2013年10月）出席報告」を参照いただきたい。）

また、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、リースに関して、公開の円卓会議を次のとおり開催した。

- 2013年9月10日 サンパウロ（ブラジル）
- 2013年9月16日 ロンドン（英国）
- 2013年9月23日 ノーウォーク（米国）
- 2013年10月3日 ロサンゼルス（米国）
- 2013年10月4日 シンガポール

その他、IASBは、概念フレームワークに関して、公開の円卓会議を次のとおり開催した。

- 2013年10月8日 ロンドン（英国）
- 2013年10月18日 トロント（カナダ）
- 2013年10月22日 サンパウロ（ブラジル）

なお、2013年11月5日には東京開催が予定されている。

#### 【参考】

2013年11月には、金融商品会計に係る基準の改訂（一般ヘッジ、自己の信用リスクに関する会計処理、強制適用日に関する改訂を含む）等が公表された。

本改訂を含む11月以降の動向については、次号における関連記事を参照されたい。